

博士経済的支援（平成29年9月以前入学者向け）

東京工業大学は、博士後期課程学生の経済的負担を軽減する制度を平成20年度に開始しました。平成20年4月以降、博士後期課程に進学・入学した博士後期課程学生で以下の資格を満たす学生は、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）として研究・教育支援業務を行ったことへの労働の対価として、授業料相当額（授業料半額免除者は、授業料半額相当）を得ることができます。この制度の目的は、優れた資質や能力を有する学生が経済的負担を心配することなく学業・研究に専念できるよう支援することです。制度の趣旨を十分理解のうえ手続きをお願いします。ただし、勤務状況又は学業成績によっては、その後の支援を打ち切ることもあります。

【資格】

平成20年4月から平成29年9月に博士後期課程に入学・進学した学生が対象となりますが、下記に該当する学生は本制度による支援の対象にはなりません。

1. 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等で授業料の支援を受けている者
2. 日本学術振興会特別研究員、理化学研究所ジュニア・リサーチ・アソシエイトである者
3. 企業派遣の社会人学生で授業料を会社等が負担している者並びに就業規則・時間の制約等により経済支援を受けられない者
4. 授業料免除規定により授業料を全額免除される者
※ただし、授業料半額免除者は、授業料半額相当を支援
5. 成績不良等により留年した学生（病気等の理由による者は支援）等
6. 授業料支援として、授業料相当額の支援を受けている者

【留意事項】

- 基本的には従来のTA、RAと同じ手続きとなります。
- 本支援は、給与所得になります。そのため、授業料免除や奨学金等の申請にあたり、それぞれの判定に影響することがあります。
- 本支援は、授業料を免除する制度ではありません。授業料全額免除者以外の学生は、大学で定められた所定の期限内、授業料を納付する必要があります。
- 研究科、専攻、G-COE等で実施するTA・RAに従事する場合、その支給額が本支援に含まれる場合があります。
- 原則として、本学学内でTRAに従事する必要があります。

【申請】

在学生については2月、平成29年9月入学者については、学期の初めに学院・系を通じてご案内します。詳細は学院・系にお問い合わせください。

（参考）

博士後期課程学生への経済的支援(TRA)関係のリンク先

- [東京工業大学学生アシスタント取扱要項](#)
- [東京工業大学ティーチング・アシスタント取扱要項](#)
- [国立大学法人東京工業大学リサーチ・アシスタント取扱要項](#)

RA・TAの労働の対価で支払う
〔博士後期課程学生〕RA・TAに従事

